令和２年第３回大仙市教育委員会定例会議事録

令和２年第３回大仙市教育委員会定例会を令和２年３月１９日（木）午後３時３０分から大曲図書館において開催した。

出席者

教育長　吉　川　正　一
委　員　風　登　森　一
鈴 木 松右衛門（直樹）
工　藤　浩　一
中　島　　康
髙　見　文　子

説明員

教育指導部長	佐　藤　英　樹
生涯学習部長	安　達　成　年
教育総務課長	田　口　広　龍
教育指導課長	島　田　　智
学校給食総合センター所長	俵　谷　憲　朗
生涯学習課長	大　沼　利　樹
文化財保護課長	熊　谷　直　栄
スポーツ振興課長	伊　藤　優　俊
総合図書館長	岡　田　久美子
総合市民会館長	品　川　雄　喜
花火伝統文化継承資料館長	竹　村　宏　之
教育研究所長	櫻　田　　武
花館公民館長	寺　村　彰　浩
神岡中央公民館長	藤　井　良　子
西仙北中央公民館参事	森　　良　悦
中仙公民館長	髙　橋　千　秋
協和公民館長	今　　辻　子
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　暢　子
太田公民館長	黒　澤　伸　朗

書記

教育総務課主幹	小　松　和　範

付議案件

議案第１１号　大仙市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第１２号　大仙市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第１３号　大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第１４号　大仙市招致外国青年任用規則の制定について

議案第１５号　大仙市招致外国青年人事評価規程の制定について

議案第１６号　教育アドバイザーの任命について

議案第１７号　教育アドバイザーの任命について

議案第１８号　教育アドバイザーの任命について

吉川教育長

委員の皆様、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全員御出席です。書記に小松主幹を指名いたします。

ただいまから、第３回大仙市教育委員会定例会を開催いたします。

前回定例会の議事録は、ただいま、委員の皆様からの署名をもって、承認していただきました。

さて、今年度最後の教育委員会定例会となりました。

御承知のように、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大により、学校関係では臨時休校措置や卒業式等の規模縮小、部活動の自粛など、異例の対応に御難儀をおかけしております。また、市民の皆様にも、施設の閉館や各種行事等の中止など、様々な御不便をおかけしております。市では、３月１６日に２回目となる大仙市新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、引き続き集会等の自粛や学校教育活動の制限などをお願いしているところであります。この度の対応は、様々な形で関係機関等に影響を与えておりますが、子供たち、そして市民の安全安心を維持する上でも、関係者の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと思います。

一方で、今月は、学校をはじめ、教育委員会業務の大きな節目の月であります。緊張感と前向きさをもって、今年度の成果と課題をしっかりと来年度に引き継ぎ、業務に支障のない体制づくりに努めてまいります。

それでは、資料の１ページを御覧ください。

学校教育関係では、先ほど述べましたように、新型コロナウイルスへの対応により、様々な教育活動が制限されている状況です。卒業式は原則在校生・保護者・来賓不在という異例の形での実施となりました。寂しい式典となりましたが、どの学校の卒業生もしっかりと卒業証書を手にし、その子供たちの姿に感動した次第であります。

今後の対応としましては、全員を出校させての修了式は実施せず、期間を決めて通知表等を渡すなど、個別の対応をお願いしております。なお、児童生徒の状況把握と新年度の準備や心構えなどの指導を行うため、３月２７日を臨時出校日として、その対応に当たることとしております。始業式及び入学式につきましては、休校措置が続く場合は、始業式は臨時出校日として新年度の準備に当たることとし、入学式については、保護者同席で原則在校生なしの形で行う予定であります。休校措置等がない場合は、通常どおり行っていきたいと思っております。

なお、今回の新型コロナウイルスへの対応により全国大会や各種行事が中止等になっており、３月１８日の和歌山県教育センターの視察につきましても、この新型コロナウイルスの影響により来られないとのことで急遽中止となっております。

また、つい先ほど決まったことですが、３月２５日に臨時の校長会を開催することとしました。本日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の会見を経て、明日、安倍総理大臣から今後の方針が発表されることになっております。そして、その後に開催される大仙市新型コロナウイルス対策本部会議において、市としての今後の方向性が示されるものと思われます。それを受ける形で、臨時校長会を開催し、小・中学校長と４月以降の学校

教育活動について協議する予定ですが、先ほども申し上げましたとおり、始業式・入学式については、休校措置等がない場合は通常どおり、休校措置等があった場合でも、規模縮小など変更が必要となる部分はあるかもしれませんが、実施することで進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に社会教育関係ですが、こちらも新型コロナウイルスへの対応により各種行事が中止や延期となっております。

資料２ページを御覧ください。

次に、社会体育関係では、３月１６日に、これまで５００歳野球等で御協力いただいていたスポーツ業界のミズノ株式会社との包括連携協定締結式が行われました。今後、子供たちのオリジナルトレーニングや市のスポーツイベントへの協力など、多彩なスポーツの振興に御支援いただく予定であります。

なお、スポーツ少年団の全国及び東北大会も新型コロナウイルスへの対応により中止や延期となっております。

安全・安心面では、特に大きな事故等はございませんでした。

その他としまして､今回の市議会での教育委員会関係の一般質問及び予算質疑の答弁は、別紙資料ナンバー１のとおりですので、後ほど御覧ください。

最後になりますが、今年度１年間、様々な観点から貴重な御意見や御支援をいただきました教育委員の皆様、そして教育委員会職員の皆様に深く感謝申し上げます。

ありがとうございました。

以上で、私からの報告を終わります。

それでは、次に各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきます。まず、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

教育総務課は、３項目記載しております。１番の市議会定例会についてですが、教育委員会関係の補正予算及び当初予算全て可決していただきました。以上であります。

吉川教育長

次に、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長

教育指導課は、９項目挙げさせていただきました。

はじめに３番・４番の小・中学校の卒業式についてですが、限られた出席者の中ではありましたが、感動的な式を行うことができたと聞いております。教育委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

次に６番の教育視察につきましては、先ほど教育長からお話のありましたとおり、訪問直前に中止となっております。以上であります。

吉川教育長

次に、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長
　学校給食総合センターは、２項目記載しております。そのうち１番の小・中学校への給食停止についてですが、小・中学校の臨時休校に伴い、春休みが始まる３月１９日まで給食を停止しております。以上であります。

吉川教育長
　次に、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
　生涯学習課は、３項目記載しております。そのうち３番の仙北地域公民館連合会理事会について、４月に延期されることになっておりましたが、当初の予定どおり３月１８日に、西木公民館において開催され、大仙市からは１０人出席しております。以上です。

吉川教育長
　次に、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長
　文化財保護課は、３項目記載しております。
　１番の東京国立博物館館長への市長の表敬訪問については、新型コロナウイルスの影響により中止となっております。
　１番と関連して２番の東京国立博物館特別展について、同じく新型コロナウイルスの影響により、政府方針で現在は開館を休止している状況ですが、このあとの新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の会見や、安倍総理大臣の方針の内容によっては、今後開館される可能性もあるものと思っております。以上であります。

吉川教育長
　次に、スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課長
　スポーツ振興課は、３項目記載しております。
　はじめに１番の大仙市体育協会スポーツ賞について、当初は２月に授与式を行うこととしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、授与式は中止して各団体・学校を通して贈呈するという形式にしたところであります。ただし、栄誉賞と栄光賞に輝いた３名の方におかれましては、３月３日に大曲庁舎にお越しいただきまして、体育協会会長及び市長から賞を贈呈していただいております。
　２番のミズノ株式会社との包括連携協定締結式につきましては、先ほどの教育長報告のとおりでございます。
　また、明日３月２０日の午前１０時から大曲武道館の竣工式を行う予定ですので、教育委員の皆様から御臨席賜りますようお願い申し上げます。以上です。

吉川教育長
　次に、総合図書館長、お願いします。

総合図書館長
　総合図書館は、１項目記載のとおりで、３月１６日の担当者会議に９人出席しております。以上です。

吉川教育長
　次に、総合市民会館長、お願いします。

総合市民会館長
　総合市民会館は、２項目記載しております。そのうち１番の秋田おばこ節全国大会につきましては、新型コロナウイルスの影響により開催日未定となったため、現在、申込書の発送を見合わせております。以上です。

吉川教育長
　花火伝統文化継承資料館につきましては、特に報告する行事等はありませんでした。
　次に、花館公民館長、お願いします。

花館公民館長
　花館公民館は、５項目記載のとおりで、ほとんどの行事が新型コロナウイルスの影響で中止又は延期になっております。以上です。

吉川教育長
　次に、神岡中央公民館長、お願いします。

神岡中央公民館長
　神岡中央公民館は、７項目記載しておりますが、同様に、ほとんどの行事が中止又は延期になっております。以上です。

吉川教育長
　次に、西仙北中央公民館長、お願いします。

西仙北中央公民館参事
　西仙北中央公民館は、６項目記載のとおりです。以上です。

吉川教育長
　次に、中仙公民館長、お願いします。

中仙公民館長
　中仙公民館は、４項目記載しております。
　そのうち１番の分館長会議では、３月中の施設の休館に伴う対応と、翌年度の分館の運営について協議しております。
　そのほかの３項目については、全て中止となっております。以上です。

吉川教育長
　次に、協和公民館長、お願いします。

協和公民館長
　協和公民館は、５項目記載のとおりで、全ての行事が新型コロナウイルスの影響により中止又は延期となっております。以上です。

吉川教育長
　次に、南外公民館長、お願いします。

南外公民館長
　南外公民館は、５項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長
　次に、仙北公民館長、お願いします。

仙北公民館長
　仙北公民館は、３項目記載しております。そのうち３番のせんぼくスポーツセンター運営委員会について、昨日、仙北ふれあい文化センターを会場に、１２人出席して開催されております。以上です。

吉川教育長
　最後に、太田公民館長、お願いします。

太田公民館長
　太田公民館は、９項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長
　以上、各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

吉川教育長
　特に公民館関係の行事については、ほとんどが中止又は延期になっておりますが、生涯学習課あるいは各公民館へ、参加者や利用者から問い合わせ等はなかったものでしょうか。

生涯学習課長
　既に各公民館長にも聞き取り調査を行っております。その中では参加者や利用者から特に苦情があったということはありませんでしたが、４月以降の開館状況について確認の電話はあったと聞いております。また、４月以降の施設予約の受付も行っておりますので、その部分についての問い合わせ等が主な内容であったとのことでありました。

吉川教育長
　４月以降の市関連施設の利用につきましては、先ほど私からお話しましたが、来週２５日に開催される大仙市新型コロナウイルス対策本部会議で方向性が示されるものと考えております。それを受けての対応ということになろうかと思います。
　ほかに、ございませんでしょうか。

鈴木委員
　今回の各課・所・館の行事報告を見ますと、新型コロナウイルスの影響でやりたいことができなかったという印象を受けました。小・中学校の卒業式においても、例年であれば在校生から見送ってもらえるのですが、今年度はそれができなかったので非常に残念だと感じております。
　今後、このようなことをなくすためにも新型コロナウイルス感染拡大防止対策が非常に大事になってくると思っております。こうした新しい病気は、１０年に１回発生しているのではないかと言われております。これだけ文明が進んでいるのに、こういった病気にすぐ対抗できないのかと歯がゆく感じているところでもあります。
　先日テレビで、中国では外出制限されているなかで、パソコンを使った授業を各家庭において受けていると報道していました。全部の家庭でパソコンを使った授業を受けているわけではないのかもしれませんが、こういった対応ができる中国は、非常に勢いがあり、想像以上にＩＴ化が進んでいると感じました。
　今後、休校が何か月も続くことになった場合、会社でいえばテレワークみたいなことが、学校教育の場でもできるような体制を整えておくという考えも大事ではないかと思いました。有事の際には、ＩＴを使っていかに有効な対策をしていくか、家を出られなくなった子供たちに、もっと効率のよい自宅学習を提供できないか、そういったことも考えていく必要があるのでないかと感じました。
　私が感じたことを述べましたが、これについては、今日、今すぐできることでないことは十分に承知しておりますので、答えを求めているわけではありません。そう遠くない、近い将来こういった対策を考えていかなければならないと思った次第であります。

吉川教育長
　鈴木委員のお話にあったとおり、中国でも全ての家庭でパソコンを持っているのか、全ての学校でそういった授業を行っているのかは分かりませんが、日本も児童生徒一人一人にパソコンを配備することを進めていて、いずれはデジタル教科書を使った学習といったことが出てくると思っております。ただ、やはり今すぐに整備環境を構築するとなるとな

かなか難しいところではありますが、既にスカイプの授業などは実施しておりますので、そういったことを少しずつ広げて整備環境を整え、指導者の人材育成を進めながら、一人１台パソコン体制を見据えて頑張っていきたいと思います。

鈴木委員
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　ほかに、ございませんでしょうか。

工藤委員
　今回の新型コロナウイルスの対応について、保護者から教育委員会に対しての問い合わせなどがあったと思いますが、どういったものがあったのか教えていただければと思います。

教育指導部長
　本市では、保護者の方の卒業式への出席を御遠慮いただきたいという姿勢を打ち出し、保護者の方々から趣旨を御理解していただくことに努めてまいりました。一方で、節目節目の場に立ち会いたいという保護者の方の願いを聞き入れて、出席を認める判断をした市町村もございました。
　保護者の方からは「他の市町村が出席を認めているのに、大仙市はどうして出席を認めないのか。」といった対応の違いを問われた電話であったり、また、休校はじめの３月２日から３日にかけては、市民の方から「朝早くから商業施設に子供たちが集まってずっと過ごしている。学校ではどういった指導をしているのか。しっかりと指導してほしい。」といった内容の電話もいただいております。
　３月の第１週目はそういった対応に追われたところですが、３月６日に、県内初の新型コロナウイルス感染者が確認されてからは、お叱りなどの電話は数少なくなってきたと感じております。

吉川教育長
　県内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことで、他の市町村では急遽卒業式の対応を変更したところもありました。校長会では、その点において大仙市は対応がぶれなかったので混乱は少なかったとの意見がありました。
　また、団体から何とかしてもらいたいなどの要望はありませんでしたが、個々に保護者の方から卒業式に出席したいとの要望はありました。この度は、非常に苦しい決断ではありましたが、皆様から御協力いただきまして本当に感謝しております。
　ほかに、ございませんでしょうか。

風登委員
　３月２日から本日１９日まで給食を停止しているとのことですが、給食費の取扱いはど

のようになるのでしょうか。

学校給食総合センター所長
　３月２０日からは、春季休業で当初から給食はありませんでしたので、３月分の給食費はいただかないということにしております。

風登委員
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　ほかに、ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　よろしいでしょうか。それでは、これで教育長報告を終わらせていただきます。
　次に、付議案件に入ります。議案第１１号「大仙市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いいたします。

教育総務課長
　それでは、議案第１１号「大仙市会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」、御説明申し上げます。
　会議資料８ページからになります。
　本案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する規則の所要の改正を行うものであります。
　９ページを御覧ください。今回の規則は、会計年度任用職員制度の導入を共通テーマとして三本の規則を条建てで一本の規則で改正する方式をとっております。それぞれの改正内容は資料ナンバー２の新旧対照表に記載しております。
　会計年度任用職員制度について、簡単に御説明いたします。これまで、自治体の非正規職員、臨時職員の身分や待遇は、地方公務員法上、必ずしも明確ではなく自治体によって給料や待遇がまちまちでありました。
　こうした全国の実態から、地方自治法、地方公務員法を改正して会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員、臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図ったものです。
　具体的には、給料のほか期末手当や通勤手当などの支給、有給休暇の面でも待遇が大幅に改善される一方、懲戒処分や分限処分について地方公務員法が適用されることになります。
　今回は、第１条で社会教育指導員、第２条で国際交流員及び外国語指導助手、第３条においては教育アドバイザーのそれぞれの設置規則を改正するもので、これまで身分を地方

公務員法第３条第３項第３号に規定する非常勤の特別職としておりましたが、これを同法第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員とするものです。
　施行日は、いずれの規則も令和２年４月１日です。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

吉川教育長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。それでは、本案は原案どおり制定することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、御異議なしと認め、本案は、原案どおり制定することとします。
　次に、議案第１２号「大仙市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いいたします。

教育総務課長
　それでは、議案第１２号「大仙市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申し上げます。
　会議資料１０ページからになります。併せて、資料ナンバー３の新旧対照表も御覧ください。
　これまで、高校生、大学生等が奨学金を借りる場合、生計を異にする２０歳以上の者を連帯保証人とする必要がありましたが、来年度の新規認定者分から連帯保証人に保護者も加えようとするものです。
　これまでの保護者の立場は、厳密に言えば、借用者でも連帯保証人でもなかったわけですが、実際に返済が滞った場合の交渉相手は保護者であることがほとんどです。こうしたことから、その立場の明確化を図ろうとするものです。
　施行日は、令和２年４月１日で、令和２年度の新規認定者分から適用したいと考えております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

吉川教育長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

工藤委員
　保護者１人及び県内に在住する者と記載されていますが、これからは、連帯保証人が２人になるということでよろしいのでしょうか。

教育総務課長
　保護者１人と県内に在住する者１人で、連帯保証人が２人必要となります。
　これまでは、保護者が連帯保証人になっていないこともありましたが、これからは連帯保証人になっていただいて、疑義のないよう立場を明確化したいと考えて、この度の改正をお願いするものであります。

工藤委員
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　ほかに、ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。それでは、本案は原案どおり制定することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、御異議なしと認め、本案は、原案どおり制定することとします。
　次に、議案第１３号「大仙市立小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長
　それでは、議案第１３号「大仙市小中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明いたします。資料は１２、１３ページです。
　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が、平成３０年６月２０日に公布され、国民の祝日である「体育の日」の名称が「スポーツの日」に改められました。また、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律が、平成３０年６月２０日に公布され、令和２年に限り、「スポーツの日」は７月２４日になります。それに伴いまして、大仙市立小中学校管理規則の一部を改正するものであります。
　大仙市立小中学校管理規則では、第３条第１項第５号の規定により秋季休業日を「１０

月の第２月曜日の翌日と翌々日」としておりますが、令和２年度は、１０月の第２月曜日が祝日とならないため、令和２年度に限り、１０月１２日及び１３日を秋季休業日とするもので、また、これに伴い第２条第１項第１号及び第２号の前期と後期の期間を変更するものであります。

なお、令和３年度以降はスポーツの日が１０月第２月曜日に戻るため、大仙市立小中学校学校管理規則においては附則で制定するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

吉川教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

吉川教育長

新型コロナウイルスの影響により、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が延期となった場合は、どのようになるのでしょうか。

教育指導課長

国民の祝日に関する法律が改正される場合においては、それに伴って、大仙市立小中学校管理規則の改正が必要になってくるものと思われます。

吉川教育長

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が延期となり、国民の祝日に関する法律が改正された場合は、規則の一部改正について、再度定例会で御承認いただくことになるものと思われます。

ほかに、ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長

皆様、よろしいでしょうか。それでは、本案は原案どおり制定することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長

それでは、御異議なしと認め、本案は、原案どおり制定することとします。

次に、議案第１４号「大仙市招致外国青年任用規則の制定について」を議題といたします。教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長
　議案第１４号「大仙市招致外国青年任用規則の制定について」、御説明申し上げます。資料の１５ページから２３ページを御覧願います。併せて、資料ナンバー４を御覧ください。
　概要を説明いたします。本市では、一般財団法人自治体国際化協会のＪＥＴプログラム事業を活用し、国際交流員・ＣＩＲや外国語指導助手・ＡＬＴを任用しておりますが、任用条件を定めた規則や規程については、当協会が示した任用規則案等を参考に定めているところです。また、令和２年４月１日から会計年度任用職員制度が実施され、これまで非常勤特別職であったＣＩＲ及びＡＬＴは、パートタイムの会計年度任用職員となり、地方公務員法が適用されることとなります。このように、新しい制度が実施されることに伴い、これまでの任用規則を廃止し、新しい任用規則として制定するものであります。
　それでは、主な内容について御説明いたします。資料の１６ページを御覧願います。
　ＪＥＴプログラムによるＣＩＲ及びＡＬＴは、通常７月か８月に来日し、その来日日の翌日から起算して１年間を経過する日までが、参加する期間として協会より示されております。このことと会計年度任用職員制度の実施に伴い、第５条の任用期間を「外国青年の任用期間は、一般財団法人自治体国際化協会の指定する来日日の翌日から起算して来日年度の３月３１日及び来日翌年度の４月１日から来日して１年となる日まで」としております。したがいまして、外国青年が来日してから１年になるまでの間に、来日時と４月１日付けの２回の辞令を交付することになります。
　次に、資料の１７ページを御覧ください。第１０条第２項、費用弁償等のうち、帰国旅費について規定しております。あくまでも、任用開始又は更新から１年後の期間満了が見込まれる場合に、帰国旅費を支給するというものであります。したがいまして、任用期間途中で帰る場合は支給されないことになります。
　次に、資料の２０ページを御覧ください。第１７条、第２３条及び第２４条については地方公務員法の適用に伴って、制定したものであります。
　以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

吉川教育長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

鈴木委員
　ＣＩＲ及びＡＬＴの方に地方公務員法が適用されるということで、これまで以上に責任や義務を負うことになると思いますが、こういった規則等は難しい漢字や単語が使われていて、日本人でも難しいと感じることがあります。そうしたところをＣＩＲ及びＡＬＴの方がきちんと理解できるのか疑問に感じましたので、その点について対応などは考えているものでしょうか。

教育指導課長
　ＣＩＲ及びＡＬＴの方の採用時及び４月の辞令交付の際に、本市の英語指導主事から規則等について説明していただいております。

吉川教育長
　説明だけだとその場で理解できない部分もあると思いますので、英語版で書面化した物がないようであれば、ＣＩＲの方に御協力いただき、この規則を英語版で書面化した物を作成し、ＣＩＲ及びＡＬＴの方に配付して、きちんと読んでいただくことで理解を深めてもらいたいと思います。

鈴木委員
　よろしくお願いします。

吉川教育長
　ほかに、ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。それでは、本案は原案どおり制定することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、御異議なしと認め、本案は、原案どおり制定することとします。
　次に、議案第１５号「大仙市招致外国青年人事評価規程の制定について」を議題といたします。教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長
　それでは、議案第１５号「大仙市招致外国青年人事評価規程の制定について」、御説明申し上げます。
　資料の２４ページから２６ページを御覧ください。併せて資料ナンバー５も御覧願います。
　概要を説明いたします。令和２年４月１日から会計年度任用職員制度が実施され、地方公務員法が適用されるということは、先ほど説明したとおりでございますが、招致外国青年であるＣＩＲ及びＡＬＴについても人事評価の対象となります。
　これまでも招致外国青年であるＣＩＲ及びＡＬＴについては、大仙市招致外国青年勤務成績評定規程に基づき、任用団体である大仙市教育委員会で評価を行ってきたところではありますが、この度の規程は、地方公務員法に基づいた規程であることから、新たに制定するものであります。
　以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

吉川教育長
　内容につきましては、これまで実施してきた人事評価と大きく変わるということはありません。地方公務員法が適用されることに伴って、中身を整備したということであります。
　委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。それでは、本案は原案どおり制定することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、御異議なしと認め、本案は、原案どおり制定することとします。
　次に、議案第１６号から議案第１８号につきましては、一括して御審議をお願いいたします。議案第１６号、議案第１７号及び議案第１８号の「教育アドバイザーの任命について」を議題といたします。３案について、教育指導課長、説明をお願いいたします。

教育指導課長
　それでは、議案第１６号から議案第１８号までの「教育アドバイザーの任命について」、説明いたします。
　はじめに、議案第１６号について御説明申し上げます。
　資料の２７ページと資料ナンバー６の経歴書を御覧ください。
　本案は、教育アドバイザー藤本竜伸氏の任期が来る令和２年３月３１日をもって満了することに伴い、小笠原晃氏を新たに教育アドバイザーに任命しようとするものであります。
　小笠原氏は、経歴書にもありますとおり秋田県教育庁南教育事務所仙北出張所主任指導主事、大仙市教育委員会教育指導課長、大仙市教育委員会教育指導部長、西仙北中学校長を歴任して退職されています。退職後は、大仙市教育委員会生涯学習課社会教育指導員として生涯学習に御尽力いただいております。
　本アドバイザーの主な業務といたしましては、学校における大仙教育メソッドの進捗状況とその連携に関しての指導・助言、教職員の状況把握、学校経営に関してのアドバイスであります。
　続きまして、議案第１７号について御説明申し上げます。
　資料２８ページと資料ナンバー７の経歴書を御覧ください。
　本案は、教育アドバイザー髙橋充氏の任期が来る令和２年３月３１日をもって満了することに伴い、佐藤厚子氏を新たに教育アドバイザーに任命しようとするものであります。
　佐藤氏は、経歴書にもありますとおり、平成１６年４月から４校の小学校の教頭を歴任し、平成２５年からは、清水小学校長、東大曲小学校長、大仙市教育委員会教育研究所長、花館小学校長を歴任し、令和２年３月３１日をもって定年退職されます。

本アドバイザーの主な業務といたしましては、特別支援教育の具体的な支援策の継続的な相談とその実践、指導者及び支援員との面談及び指導助言等をしていただくことになります。

次に、議案第１８号について御説明申し上げます。

資料２９ページと資料ナンバー８の経歴書を御覧ください。

本案は、教育アドバイザー須田綾子氏の任期が来る令和２年３月３１日をもって満了いたしますが、これまでの実績を踏まえ、須田氏を教育アドバイザーに再任しようとするものであります。

須田氏は、経歴書にもありますとおり秋田県教育庁南教育事務所仙北出張所指導主事、稲沢小学校長、高梨小学校長を歴任して退職されています。退職後は、フレッシュ広場専任指導員、それから教育アドバイザーとして外国語活動等に御尽力いただいております。

本アドバイザーの主な業務といたしましては、学校を訪問して学級担任とＴＴで外国語活動等の授業の助言指導や学力向上推進委員会の様々な手伝い、ＡＬＴやＣＩＲの生活支援の補助などを行っていただいております。

任期は、いずれの方も令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの１年間です。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

吉川教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長

皆様、よろしいでしょうか。この３案については、原案どおり任命することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長

それでは、御異議なしと認め、いずれも原案どおり任命することとします。

以上で、付議案件の審議を終わります。

次に、次第の５番その他に入らせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長

配付しております資料の中で、写しと押印している通知文を御覧願います。

この通知文につきましては、３月１７日付けで、各小・中学校長、加えて保護者の皆様に今後の方向性を示すために通知した文書でございます。

具体的な取組については、１番から４番までに記載しております。

はじめに、１番に３月２７日金曜日午前中を臨時出校日とすることと記載しておりますが、これにつきましては、先ほどの教育長報告の中で教育長から説明していただきましたので、割愛したいと思います。

続いて、２番の春季休業中のスポ少・部活動について、これにつきましては、３月中は休止とし、４月以降は後日改めて通知することとしております。

次に、３番の新年度初めの学校行事等について、安全が確認された場合、新任式・始業式・入学式等は通常どおり実施します。安全が確認できず、引き続き臨時休校等の要請があった場合でも始業式・入学式の日は臨時出校日とし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の強化と式の規模を縮小する方向で、できる限り実施したいと思っております。ただし、小学１年生の入学式においては、保護者の方の出席が必須だと考えておりますので、そういったことからすると中学校の新入生保護者の方に対しましても同一の対応が妥当であると判断したところであります。

未履修への対応については、現状を調査したところ、学校間の格差はありますが、平均で二日程度あれば元の戻すことができるだろうという試算が出ております。ただ、これについては、実際にやってみなければ分からないというところもありますので、年度初めに授業が再開されたとすれば、まずは習っていないところの学習を先に済ませて、それが終わった段階で、新しい教科書に基づいた新年度の学習に向かうといった方向で考えております。しかし、それでも日数が足りないということが想定されますので、日数を確保するため、長期休業期間を少し短くするなどの方針を、市教育委員会で示しながら対応していかなければいけないと思っているところでございます。

最後に、４番についてですが、中学校の修学旅行は、９月と１１月に集中しておりますので、そちらについては、当面の心配はないものと思っております。一方で小学校の修学旅行は、５月と６月に集中しております。現状からすると、５月・６月に修学旅行を実施するとした場合は､少なくとも４月中に行われると思われますＰＴＡの保護者懇談辺りに、実施決定した旨を伝えなければいけないと思っておりますが、旅行業者との契約や保護者の方々との話し合いなどが、スムーズに進むとは考えにくい状況が予想されますので、このことからすると、小学校の修学旅行についても、秋以降に実施する方向で検討いただきたいということで各小学校には伝えたところでございます。

なお、これは３月１７日現在の方向性を示す通知文でありますが、先ほどの教育長報告にもあったとおり、このあと、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの見解と、国の方向性が示されると思われます。また、大仙市新型コロナウイルス対策本部会議も開催されますので、それらを踏まえた形で、３月２５日に３回目の臨時校長会を予定しております。もう一度、４月以降の対応をどうするのかという共通理解を図る話し合いをしながら、今後取り組んでいこうとしているところであります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

吉川教育長

このことにつきまして、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

髙見委員
　未履修への対応についてですが、夏季休業又は秋季休業等の縮減等とありますが、先ほど大仙市立小中学校管理規則の一部改正で示されていた１０月１２日と１３日の秋季休業日が縮減されることもあるのでしょうか。

教育指導部長
　はい、それも縮減の一つの選択肢になると考えております。あとは夏季休業の後半を削るなどの方法も考えられると思います。このあとの学校再開がいつになるのかによって、平均二日程度以上の日数確保が求められるかもしれませんので、今後の状況を見据えながら対応していきたいと考えております。

髙見委員
　このことについては、各学校それぞれで判断するのではなく、大仙市の小・中学校は、このように休業日を縮減しますといった統一した対応をするという考え方でよろしいのでしょうか。

教育指導部長
　はい、そのとおりでございます。

吉川教育長
　現時点での平均である二日程度を、最低限保障するということで考えております。ただし、学校によってだいぶ差がありますので、二日では足りないところもあると思いますが、教育委員会で休業日を設定すると、市内全小・中学校が休むことになりますので、学校によっては困るところが出てくるかもしれません。そうしたことから、教育委員会ではあまり多く休業日を設定するようなことはせず、日数が足りない学校には、来年度の教育課程の編成の中で、うまく補っていただきたいと思っております。
　いずれ、休業日の縮減を決定する場合は、先ほどの大仙市立小中学校管理規則の休業日と同様に、教育委員会に付託して承認いただくことになると思いますのでよろしくお願いいたします。
　ほかに、ございませんでしょうか。

鈴木委員
　スクールバスを業者に委託している学校もあると思いますが、休校になりバスが学校で使われなくなった場合、そのスクールバスがほかの用途で使われるようなことはあるものでしょうか。ほかで使われるようなことがあるとすれば、消毒など新型コロナウイルス感染拡大防止対策が必要になってくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長
　スクールバスにはマークが塗装されておりますので、そのほかの用途で使われることはまずないものと思われます。

鈴木委員
　分かりました。

吉川教育長
　ほかに、ございませんでしょうか。

中島委員
　４月以降の学校再開の判断は、国がするものでしょうか。それとも県あるいは市で決定するものなのでしょうか。

吉川教育長
　国又は県からの要請があるとは思いますが、最終的には市が判断することになります。その判断については、３月２５日の大仙市新型コロナウイルス対策本部会議で示されることになると思います。
　今朝の新聞記事に、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の素案が出ており、衛生管理をしっかり行った上で、学校は再開する方向で検討しているとありました。もちろんクラスター等の発生していない地域という限定はあると思いますが、その報道のとおりであるとすれば、学校関係においては、４月から再開できるのではないかと思っております。
　また、それから生涯学習施設においても、不特定多数の方が集まるイベント等は自粛していただくことになると考えておりますが、そのほか少人数の会議等については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をした上で、実施する方向になるのではないかと思っております。

中島委員
　社会を守るために子供たちが犠牲になっているというような意見もありましたので、そう考えると可哀想だと思いますが、子供たちの間で感染が広がればクラスターみたいな形で拡大していくことも懸念されますので、難しい判断になるものと感じました。

吉川教育長
　自治体によっては、３月２３日から部活を再開するというところもありましたが、本市においては、３月中は部活休止という統一見解を校長会で出しており、スポ少もそれに準ずる形で進めているところであります。
　ここで中島先生に、衛生管理について少しお伺いしたいのですが、４月から学校が再開し通常登校となった場合、消毒用のアルコールが入った噴霧器を、各クラスに１個ずつ準備したいと思っていたのですが、とにかく物がない状況であります。消毒用のアルコールも緊急対応分の備蓄しかないということで、底をついてしまっていて、そういったものを用意したいと思っていたのですが、できなくなってしまいました。それ以外での対応となれば、やはり石鹸手洗いが有効な方法になるのでしょうか。

中島委員
　手指衛生であれば、アルコールを使わなくても石鹸手洗いで十分だと言われています。ドアノブとかの環境消毒については、アルコールだとか塩素系のものを使った方がよいとされていますが、消毒用の品が少なくなっている状況が続いておりますので、アルコールがない場合は、石鹸と水で丁寧に洗うというのがよい方法かと思います。

吉川教育長
　分かりました。ありがとうございます。
　新型コロナウイルス関連について、ほかにございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　よろしいでしょうか。
　次に、来月、各学校で入学式が行われますが、このことについて、教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長
　資料ナンバー９を御覧ください。現在のところ、各校においてこのように入学式が行われる予定です。教育委員会側の出席者として、このとおり割り振らせていただきました。お忙しい中恐縮ですが、よろしくお願いいたします。
　また、退職される職員の皆様及び定期人事異動により替わられる職員の皆様につきましては、後任の方への引継ぎをどうかよろしくお願いいたします。以上であります。

吉川教育長
　教育委員の皆様、それから教育委員会の出席者として、職員が出席するところもございます。引継ぎ等がある場合は、この点もよろしくお願いいたします。
　休校措置等の要請がなくて、通常登校となった場合は、通常どおりの入学式を挙行したいと考えておりますが、大規模校では在校生を入れると相当な人数になりますので、この辺りも３月２５日の大仙市新型コロナウイルス対策本部会議で、方向性について話し合われることになると思います。
　いずれ教育委員の皆様には、主催者として入学式に出席していただくことになるものと思われますので、よろしくお願いいたします。
　このことについて、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　よろしいでしょうか。
　それでは、次に資料ナンバー１０を御覧いただきたいと思います。

今年度末をもちまして教育委員会職員１０名が退職することになっております。所属と氏名を資料に掲載しておりますので、詳細につきましては、こちらを御覧いただければと思います。
そのほか、皆様から何かございませんでしょうか。
なければ、教育総務課長から次回の日程についてお願いします。

教育総務課長
次回、４月の定例会の日程についてですが、４月２８日火曜日午後３時３０分から、ここで開催したいと考えております。御検討をよろしくお願いいたします。

吉川教育長
次回定例会につきましては、４月２８日火曜日の午後３時３０分から、ここでということで御提案いたします。皆様、御都合はいかがでしょうか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
ありがとうございます。では、次回の定例会は、そのようにさせていただきます。
本日の日程は、全て終了いたしました。以上で、定例会を閉じさせていただきます。
ありがとうございました。